

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律 政令・規則等で定める事項の全体像について

令和 8 年 8 月 26 日
個人情報保護委員会事務局

政令・規則等で定める事項の全体像①

- 改正個人情報保護法（以下の表において、「法」という。）の施行に向け、政令・規則・ガイドライン等において整備すべき、主な項目は以下のとおりとする。
- なお、「個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）」についても必要な見直しを行う。

分類	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
適正な データ 利活用 の推進	統計作成等の特例 個人データ等の第三者提供及び公開されている要配慮個人情報の取得について、統計情報等の作成（※）にのみ利用される場合は本人同意を不要とする （※）統計作成等であると整理できるAI開発等を含む	—	・統計作成・AI開発等のうち個人の権利利益を害するおそれが少ないものについて規定（法第2条第13項） ・特例に関する公表の内容及び方法、基準適合体制の内容等について規定（法第30条の2第1項・第3項ただし書・第5項本文・同項第1号・第7項ただし書・第13項、第31条の3第1項第1号・第3項、第9項、第72条の3第3項ただし書・第7項ただし書）	基本的な考え方や具体事例等を提示 ＊特に、取り扱う必要がある場合の考え方を含む
	目的外利用、要配慮個人情報取得及び第三者提供に関する規律 ・取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな取扱いである場合には、本人同意を不要とする	—	取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかな場合について規定（法第18条第3項第7号、第20条第2項第7号、第27条第1項第8号）	同上
	・生命等の保護又は公衆衛生の向上等のために個人情報を取り扱う場合における同意取得困難性要件を緩和する	—	—	同上 ＊公衆衛生の向上のために特に必要がある場合の考え方を含む
	・学術研究例外の対象である「学術研究機関等」に、医療の提供を目的とする機関又は団体が含まれることを明示する	—	—	同上

政令・規則等で定める事項の全体像②

分類	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
リスク に適切 に対応 した規 律	子供の個人情報の取扱いに関する規律 16歳未満の者が本人である場合、同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化し、当該本人の保有個人情報の利用停止請求の要件を緩和するとともに、未成年者の個人情報等の取扱い等について、本人の最善の利益を優先して考慮すべき旨の責務規定を設ける	違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由について規定 (法第35条第9項第12号)	- 違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由である、取得の状況からみて子供本人の権利利益を害しないことが明らかである場合について規定 (法第35条第9項第8号) - 違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由である、一定の主体により保有個人データが公開されていた場合に関し、公開主体について規定 (法第35条第9項第9号)	基本的な考え方や具体事例等を提示
	顔特徴データ等に関する規律 顔特徴データ等について、その取扱いに関する一定の事項の周知を義務化し、利用停止等請求の要件を緩和するとともに、オプトアウト制度に基づく第三者提供を禁止する	- 規律の対象となる生体データに係る身体の一部の特徴に係る情報について規定(法第16条第5項) - 周知義務の例外事由について規定(法第21条の2第2項第4号) - 違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由について規定(法第35条第7項第10号)	- 周知方法及び周知事項について規定 (法第21条の2第1項柱書・同項第6号) - 違法行為等の有無を問わない利用停止等請求の例外事由である、取得の状況からみて本人の意思に反しないため本人の権利利益を害しないことが明らかである場合について規定(法第35条第7項第9号)	同上
	委託先における個人データ等の適正な取扱い 個人情報取扱事業者等からデータ処理等の委託を受けた事業者に対する個人データ等の適正な取扱いに係る義務の見直しを行う	—	委託先の義務の免除の前提として委託契約において定める事項及び契約の方法について規定(法第58条の2)	同上
	漏えい等報告・本人通知義務の緩和 漏えい等発生時について、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知義務を緩和する	—	- 本人への通知が行われなくても本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合について規定 (法第26条第2項、法第68条2項1号) - 一定の範囲での速報の免除や一定期間ごとに取りまとめた確報の許容及び違法な個人データの第三者提供についても報告対象事態とすることについて規定 (法第26条第1項)	同上

政令・規則等で定める事項の全体像③

分類	テーマ	政令	委員会規則	ガイドライン・Q&A
不適正利用等防止	連絡可能個人関連情報の不適正利用及び不正取得の禁止 個人情報ではないが、特定の個人に対する働きかけが可能となる情報（連絡可能個人関連情報）について、不適正利用及び不正取得を禁止する	—	特定の個人に対する連絡その他の情報の伝達に利用することができる記述等として規律の対象となるものについて規定（法第2条第8項第5号）	基本的な考え方や具体事例等を提示
	オプトアウト制度の強化 オプトアウト制度について、提供先の身元及び利用目的の確認を義務化する	—	- 提供先の名称・住所等の確認方法について規定（法第27条第7項柱書） - 一定の主体により公開されていた場合に係る例外事由に関し、公開主体について規定（法第27条第7項ただし書） - 上記例外事由に準じる例外事由について規定（法第27条第7項ただし書）	同上
規律遵守の実効性確保のための規律	勧告・命令等の実効性確保 違反行為を補助等する第三者に対して、当該違反行為の中止のために必要な措置等を行うよう要請する際の根拠規定を設ける	—	—	同上
	課徴金の導入 重大な違反行為により個人の権利利益が侵害された場合等について、当該違反行為によって得られた財産的利益等に相当する額の課徴金の納付を命ずることとする	- 課徴金額の算定方法について規定（法第148条の3第1項・第2項） - 課徴金の対象外となる、個人の権利利益を害する程度が大きい場合について規定（法第148条の3第1項ただし書・第2項ただし書） - 消滅・事業譲渡等の場合の規定の適用について規定（法第148条の7第6項）	課徴金額の推計方法、課徴金額の減額のための報告の方法、弁明の機会の付与に係る通知を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法等について規定（法第148条の4、第148条の6、第148条の10第2項、第148条の17）	同上 ＊特に、課徴金の対象外となる、違反行為を防止するための相当の注意を怠った者でないと認められる場合（法第148条の3第1項・第2項）の考え方を含む

政令・規則・ガイドライン等の整備に関する今後の進め方

- 関係する政令・規則・ガイドライン等の整備に向けて、個人や事業者等多様な主体から広く丁寧にご意見を伺いながら、検討を進める。具体的には、本年9月以降、本資料で示した全体像を踏まえ、以下の流れで、政令・規則等の具体的な内容の議論を進めていくこととしたい。
- 委員会において、改正法の分類やテーマごとに、改正法の規定の制度趣旨や国会審議の内容を踏まえた上で、政令・規則等で定める内容について基本的な考え方を提示し、議論。
 - ✓ 改正法の4つの分類（適正なデータ利活用の推進、リスクに適切に対応した規律、不適正利用等防止、規律遵守の実効性確保のための規律）やテーマに応じて、論点を何回かに分けて議論することを想定。
- 委員会における基本的な考え方に関する議論等を踏まえた上で、多様な個人の立場からご意見を伺う団体や事業者の立場からご意見を伺う団体との意見交換を幅広く実施。
 - ✓ 事務局において、個別又は一定のまとまりのあるグループごとに実施することを想定。
 - ✓ 上記の委員会の会合の開催に応じて実施することを想定。
- 改正法の分類やテーマに応じた基本的な考え方を踏まえた上で、事務局において多様な個人の立場からご意見を伺う団体や事業者の立場からご意見を伺う団体らのヒアリングを実施。
- 委員会において、上記意見交換や事務局ヒアリングの内容等も踏まえ、政令・規則等で定める具体的内容について提示し、議論（基本的な考え方を提示する会合時と同様に、各論点を数回程度に分けて議論することを想定。）
- 上記の委員会のそれぞれの会合の開催に応じて、（基本的な考え方を提示する会合時と同様に）意見交換を実施。
- 委員会において、上記のプロセスを通じて幅広く伺ったご意見等も考慮しつつ、政令・規則の条文案を提示し、議論。委員会として、その後、意見公募手続（パブリックコメント）を開始。